令和８(2026)年度　腸内細菌検査実施要領

栃木県県東保健所

１　目的

受検者の依頼に応じた腸内細菌検査を行う。

２　実施機関

栃木県県東保健所（栃木県県東健康福祉センター）　栃木県真岡市荒町 116－1

３　検査の受付日・受付時間

受付日時は、毎週月曜日、火曜日の午前９時から 11 時 30 分とする。（受付できない日を除く）

受付できない日：**祝祭日にあたる日**及び**以下の日にち**

令和８(2026)年	４月	27 日（月）、　28 日（火）
	８月	10 日（月）
	11 月	２日（月）
	12 月	28 日（月）、 29 日（火）
令和９(2027)年	２月	８日（月）、　９日（火）、　22 日（月）

４　検査項目

赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌

５　検体の提出について

（１）　採取方法

検体は便とし、原則として当日採取した便を小指の頭程度採取する。

採取した便は寒天の中に浸かるように入れ、しっかりとキャップを閉める。

（２）　検体の提出方法

採便管に氏名を書いたラベルを貼り、依頼書に必要事項を記入し窓口に提出する。

６　検査料金（手数料）と料金区分

（１）　検査料金（手数料）は次の表のとおりとする。

（２）　検査項目の項目数に関わらず、料金は一律とする。

（３）　腸管出血性大腸菌が疑われる場合は、確認検査に要する検査料金（手数料）を追加徴収することがある。

７　料金支払い

原則、窓口にて現金、POS レジ収納（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済）払いとする。（※ご利用可能な決済方法についてはお問い合わせいただくか、窓口でご確認ください。）

８　結果通知

翌週の火曜日以降　祝祭日を除く月曜日～金曜日　９：00～17：00

※月曜日が祝祭日の場合には、翌週の水曜日以降

窓口受け取り又は郵送（切手を貼った返信用封筒が必要）とする。

表　検査料金（手数料）と料金区分

※料金が令和８年度診療報酬改定により、変更となる可能性があります。
変更時にはお知らせいたします。

対象者	手数料	腸管出血性大腸菌追加
一般	3,080 円	1,340 円
施設長等の依頼による以下の給食従事者、入所者、在学(園)者に限る ・児童福祉法に規定される児童福祉施設(※1) ・生活保護法に規定される保護施設(※2) ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(※3) ・障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム(※4) ・学校教育法に規定される学校(大学及び高等専門学校を除く）（※5) ・学校給食共同調理施設	1,920 円	840 円
代表者の依頼による水道事業従事者（以下の法令及び条例に基づく定期・臨時の健康診断の場合） ・水道法(※6) ・栃木県小規模水道条例(※7)	1,920 円	840 円

注）同じ月に 2 回以上受検する場合、2 回目以降の手数料は以下のとおりとなる。
施設長等の依頼による給食従事者、入所者、在学(園)者及び水道事業従事者：1,100 円
一般：1,760 円

※1 児童福祉法に規定される児童福祉施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

※2 生活保護法に規定される保護施設：救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設

※3 老人福祉法に規定される老人福祉施設：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター

※4 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームとは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される施設を指す

※5 学校教育法に規定される学校：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

※6 水道法：水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者

※7 栃木県小規模水道条例：給水施設の設置場所において業務に従事している者

【本検査に関するお問い合わせ】

栃木県県東保健所（県東健康福祉センター）
検査について　　健康対策課　　TEL：0285-82-3323
料金、お支払いについて　　総務企画課　　TEL：0285-82-3321